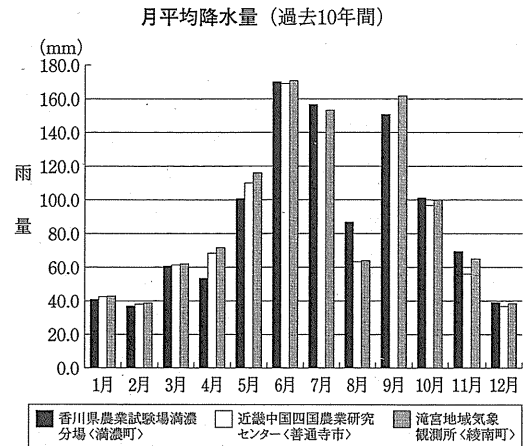


八〇ミリ、香川県農業試験場満濃分場で一、〇六五・四ミリである。単年度で降水量の最も多い年は、一九九三(平成五)年に普通寺市で一、五七九ミリ、綾南町滝宮で一、五九九ミリ、満濃分場で一、六五一・五ミリである。また、降水量の最も少ない年は二〇〇二(平成十四)年の普通寺市で七二二・五ミリ、綾南町滝宮で七二二ミリ、満濃分場で六八八ミリであった。



各観測所の月平均降水量の年間を通してみると、降水量は六月下旬から七月上旬頃と九月が最も多く、盛夏期の八月及び冬期には少ないことが分かる。降水量の多い六月から七月は梅雨(前線)によるものであり、九月は台風と秋雨(前線)によ

るものである。

三 自然災害

自然災害としては、干害・風水害が主であり、その中で干ばつは『香川県大百科事典』によれば、明治以降約一〇〇年間に二・三回、ほぼ五年に一回の割合で起こっている。昭和期に入っても数年に一度は見舞われており、中でも一九三九(昭和十四)年は本県全域にわたり田植え期に干天が続ぎ、干害による被害が大きかった。八月三十一日に満濃池が濁水、九月七日には県が本県の児童に対し、日の出と日没前に土瓶水を稲田に配水しよう通達したと記録がある。なお、この年の年間降水量は、六九三・五ミリであった。

また、風水害であるが、香川県の場合は地形的に恵まれ被害は比較的少ないが、台風による被害は、時期や進路・規模によって相当の差があり、特に洪水や土砂災害には注意が必要である。過去五〇年間で香川県に大きな被害を及ぼした主な台風としては、洞爺丸台風(昭和二十九年)、伊勢湾台風(昭和三十四年)、第二室戸台風(昭和三十六年)及び台風十九号(昭和六十二年と平成二年)がある。

四 台風二十三号

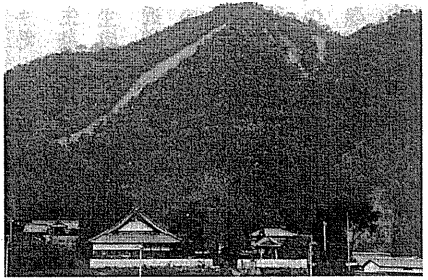
二〇〇四(平成十六)年夏の最高気温が東京で三九・五度

を記録するなど、香川県でも記録的な高温となった。また、台風の日本への上陸数が過去に例のない一〇個となり、このうち六個が四国地方に上陸した。八月末の台風十六号では記録的な高潮により瀬戸内海沿岸での家屋の浸水等、大きな被害が広範囲に及んだ。

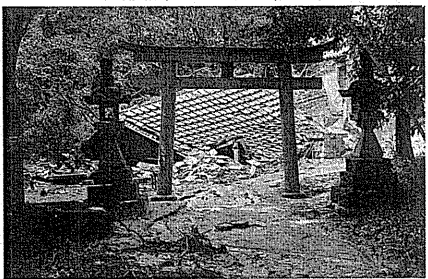
平成十六年十月二十日高知県土佐清水市に上陸した台風二十三号は秋雨前線を刺激し、十月十九日・二十日の二日間の雨量は、香川県農業試験場満濃分場(満濃町大字炭所西)の記録では二八五ミリであった。過去の洪水記録によれば、一八九六(明治三十)年に二四〇ミリ、一九一一(大正元)年では二二二ミリである。

満濃町においても台風二十三号により甚大なる被害を受けた。十月二十日午前、高松地方気象台より中讃の地域に大雨・洪水警報が発令され、十四時全世帯にオフトークで自主的に避難するよう呼び掛けたが、それまでも土砂崩れなどの被害報告が多数あった。その後、大谷川自治会が大雨で孤立した。

十五時三十五分「城山崩壊の恐れがあるので、国道四三八号より東側の者は直ちに避難してください。」との避難勧告が出た。対象となったのは土器川右岸の長炭地区の一七九世帯、六一三人で、対象者のうち一四九人が避難した。



一部崩壊した城山(長尾)



被災した丸王神社(公文)

五 地震

南海トラフによる東南海・南海地震(マグニチュード八・一)八・四前後、香川県内の最大震度六強の予想)の発生確

率が公表され、今後一〇年以内に一〇〜二〇割、三〇年以内は五〇〜六〇割、五〇年以内では八〇〜九〇割と高くなっている。

香川県に被害を及ぼした主な大地震としては、一八五四年の安政南海地震（マグニチュード八・四）と一九四六（昭和二十一）年十二月に発生した南海地震（マグニチュード八・〇、県内の最大震度五、死者五二名、家屋全壊六二〇戸）がある。

また、近年では兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、芸予地震等の活断層による直下型地震も発生しており、地震への備えをしておく必要がある。

第六節 生物

一 動物

満濃町独自の動物といえるものはないが、魚類、昆虫などのなかには他町では絶滅したものもいる。動物などの種が一気に絶滅する原因は、生息地の分断で交流が断たれることにあり、そんな生き物が多いということは、他町と同様である。

(一) 哺乳類

イノシシ ここ八年くらいの間、被害を伴って見受けられるようになった。農家ではさまざまな自衛策を講じたり、狩猟家に依頼したりしているが、なぜ急に増えたかについては諸説があり定まらない。しかし、なんらかの人間の営みが関係していることは間違いない。

タヌキ 山間はもちろん、河川の堤防などに穴を掘り生息している。

ハクビシン 断定されていないが移入種であるとされ、最近増えている。

ムササビ 象頭山や阿讃山地に生息し、木から木へ飛び移り、主として葉っぱを食べる夜行性の動物。満濃町では東部の山地で見られるという。

ノウサギ 山地にすむノウサギで、山道をドライブしていると出会うという人が多い。香川県満濃池森林公園（以下森林公園とする）などに夜出てきて草を食むこともある。開発ですみかを追われつつある。

イタチ 数は不明であるが、山麓の道で轢死しているのを見ることがある。

モグラ 満濃町では、ほとんどがコウベモグラという。

コウモリ 町内でよく見かけるのは、アブラコウモリだといわれる。しかし、国営讃岐まんのう公園（以下まんのう

の尺八樋は数本のヒューム管となり、底樋も土管やヒューム管に改められ、最近では保護管の付設も行われるようになってきた。（新編）

三 農業水利権と水利紛争

(一) 農業水利権

香川県の稲作は、灌漑^{かんがい}経営を中心としている。したがって、農業生産は、水と切り離して考えることはできない。水の持つ自然的性質は稲作にとって決定的に重要であり、農業のあり方に種々の影響を与え、生産力の重要な構成要素である。地域の特殊性によって複雑な慣習を生じるのは、これがためである。

この慣習は農業水利権という形態をとり、その関係社会において規範として通用している。近代社会における権利の解釈には二通りある。一つは、権利は国家法によって保証されるものであり、法律の認めるところに権利があり、権利は法の創造するものであるとする考え方。今一つは、法律上の権利ばかりが権利ではなく、社会関係の中に存在する慣習上の規範もまた権利であるとする考え方である。

この意味において、社会的存在としての灌漑慣行、すなわち、農業水利権は、農民が河川や溜池などの流水を支配し利

用する権利といえる。水に対する支配を、他人に対しては排他的に対抗し合い、また相互的に承認し合おうとするその社会関係や人間関係が水利権の本質をなすものと思われる。

農業水利権は、水支配という現実と結びついている。したがって、権利の主張は、水を支配する事実の主張である。事実を物語ることは、そのまま権利の主張であると認識されている。近世から近代にわたる幾多の事例においても、権利の争いは事実の争いであり、権利の主張はまた事実の主張に帰着している。

他に水源がないから、その水を必要とするという事実としての自然的条件が、そのまま権原として意識されることが多い。また、水を利用するに必要な施設が存在しているという事実が、そのまま水を利用する権利のあることの論拠として主張される。

以上の諸点は、農業水利権の意識が具体的な現実の水利用という事実そのものを根原として認識している結果であり、観念的な命題ではないことを示している。

水利権の主張は水支配の主張に外ならない。権利対権利の抗争はしばしば力と力の衝突として現れる。この衝突には実力によって権利を守る暴力的形態のものから、互いに相手方の支配を承認し合う平和的和解の形態までさまざまである。

この実力支配の抗争や妥協和解の抗争の長い反復過程を通

して、次第に形成され確立されたのが、社会的存在として認識される水利秩序であり灌漑慣行である。

以下満濃町において、この農業水利権をめぐるどのような慣行が発生し、どのような紛争が行われたかを資料に基づいてその主なものを記述しよう。

(二) 満濃池の証文揺

満濃池は古来樋門として樋樋と底樋が設けられ、それと連結する五個の矢倉が建てられていた。矢倉は下部より一番、二番と数えて最上部を五番矢倉といつた。

これらの矢倉のうち三番矢倉以上の池水は水掛り一般に広く灌漑されたが、二番・一番の底水の矢倉は那珂郡上の郷、すなわち公文村以南に限ってこれを専用するものとした。一六四二(寛永十九)年の「水懸覚書」の中に、「満濃池二番一番の矢倉は、那珂郡上郷に留め申候事」と規定している。干ばつに際しては、この専用水を上郷の村高に割付けして特配した。生命の水であったからその取扱は嚴重であった。水路のうち分水する要所には、股守という監視人をつけて盗用されることを防ぎ、各村においても急を要する田より順次に灌漑することを堅く協定し、村役人の連署で池御料三か村に対し、これを厳守する旨の誓約書を出している。この誓約書は一、二番矢倉の配水ごとに差し出すのが例となつてい

たから、下世話にこれを「証文揺」といつていた。その誓約書は次のようなものであつた。

満濃池二番矢倉水落し申すに付書物の事

一、股守村々請所のところ少しも懈怠なく付け置き申すべく候 若し懈怠の村へ水下され候はずとも少しも申分御座なく候随分油断すまじく候
一、村々寄合割符申す請水の儀に御座候間割符の外少しも水盗み申すまじく候 尚又村へ請込み申す水大切にし其村の役人村方見分の上痛み申す田より次第に甲乙なく引水仕るべく候事
一、毎日組頭一人宛池下まで罷越し 股守共に堅く申付け油断仕るまじく候事
右の通り相背き申す間敷候 若し相背く者これ有る村へは水一日一夜取り申す間敷候
もつとも水これ有り候ところは御見分の上水取申す間敷候いたずらなる儀仕り水下されず候て田焼け申し候とも少しも申分御座なく候 その為書物件の如し

享保十八年丑年七月二十七日

- 公文村大政所 庄 惣兵衛 〇
高篠村政所 新治郎 〇
四條村政所 八三郎 〇
岸上村政所 嘉次郎 〇

Table with 2 columns: Location (e.g., 石川 午 八殿, 石井 紋右衛門殿) and Name (e.g., 吉野下村政所, 吉野上村政所, 真野村政所).

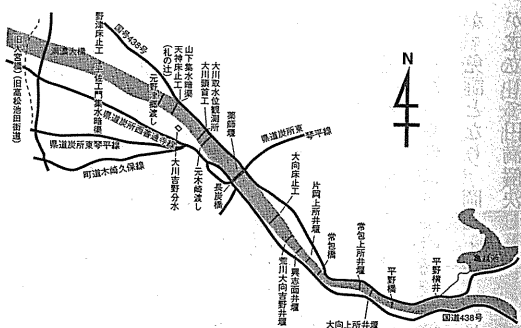
(三) 亀越池の水利慣行

地 水 権 成政地区、平野地区は大川の水を承けることはもちろん、大谷川、大同池から流れ出る水を全部受ける一番水口であった。亀越池の水に対しても従前保証の権利を主張した。これが「地水権」で一七〇七(宝永四)年の訴訟の結果は次のようである。

常水の時はもち論、亀越池の揺を抜いて放水した時にも、平野井堰には手をつけず、自然の水掛りのままで水を取り入れる権利を認められた。平野地区の大川寄りの低地六町五反歩の地水特権が事実上認められた。

大川の井堰 大川(土器川)を塞ぎ止めて井堰を造り灌漑用、生活用水に分水をしていた。

古くは、一七五五(宝暦五)年ごろに高松藩の溜池、出水、井堰台帳「池泉合符録」に各村政所の報告に基づき作成され、



荒川水域の見取り図

一八一八(文政元)年に修正されている。井堰の慣行で重要なのは、その位置、関係井堰の同意が必須の条件であり、水門口、取入用水路、用水路に土砂の流入を防ぐ巨石、自然の巨石で位置を固定していた。

次は井堰の構造ではその規模、高さ、上幅、下幅、長さはもちろんのこと、水門までの距離等が個別に規定された。構造は石積み砂止めが原則であつて、堤塘の水止めに、菰、筵や畳を用いたり、堤塘に近い用水井手筋に真土(粘土)を使用することが禁じられた。この構造は「河川のぶり水」に関係し水論の火種でもあつた。

分水は「ぶり水」だけであつて、横井の一部を切り開いたり分木などの施設を設けて分水することは、常水においては行われなかつた。

亀越池水の分水は、池水を放水した時は、岡田七〇ザト、

吉野三〇ガト（築池当時の水掛りの石高比による）で現在まで不変である。岡田側では常包上所井堰から放水時の水量の七〇ガトを取水する。吉野側は、片岡上所井堰で分水された三〇ガトの水を興免井堰から吉野木ノ崎へ引水している。

片岡、興免井堰からの亀越池水の「もれ水」は、吉野側は大向荒川井堰から大水道を経て吉野木ノ崎へ引き、大宮荒川井堰から吉野大宮へ引水していた。岡田側は、薬師井堰で放水によって増加した水量を、井堰の一部分を切り開いて下流に落とし、札の辻横井で長尾側へ取り入れ、長尾の導水路を経て岡田の打越池に引水した。

常包上所井堰、常包（大向）下所井堰と薬師井堰は、亀越池の放水時に、常水より増加した水量を、堤塘の一部を切り開いて下流へ落とさなければならなかった。そのため、常水時の水位の測定が問題となり、水論に発展することも多かった。

薬師堰の水利紛争 亀越池は寛永十年鶴足郡炭所東に築造された。この溜池の水は打越池排水路によって打越池に導入される。この排水路は途中、土器川の自然流水と落ち合うので、その流域との間に種々の慣行が生じている。薬師堰の慣行もその一つである。薬師堰は亀越池の完成に伴って築造された堰である。薬師堰は綾歌町岡田地区と満濃町長尾地区との分水点である。

約定によって築造したコンクリート造りの分水施設工にあっては、従来のおじよも岩の慣行にしたがって、その刻線と堰の水面が分水の際水平になるように配慮された。約定書による分水法は次のようである。

- ・ 常時は、この堰の水門を閉めて河水全量を薬師水道（長尾側）に流入する。
- ・ 亀越池開閉に際しては、その増水分は上図の③の水門を開いて岡田側へ流す。
- ・ 増水の測定は、亀越池開閉前の薬師水道に流入する地水を堰に設備した「さし」によって測定した値を基準とする。
- したがって薬師水道には開閉前に測定した地水のみが流入し、亀越池の水は全部岡田側へ流すこととなる。

(四) 荒川横井・夫婦涌横井の水利紛争

夫婦井横井の水論 満濃町大字長尾字田淵の満濃荘入口北五〇メートル手前の町道脇に「夫婦湧水」と彫られた高さ一・五メートル、幅三五センチメートル、厚さ一二センチメートルの石碑が建てられており、字の右側に小字で「善通寺市與北町買田池水源地址」と彫られている。

石碑の北に二坪位の窪地があり、雑草におおわれ、水溜まりはないが、ここを起点にして北へ、幅約一メートルの水路が約三〇〇メートル造られている。

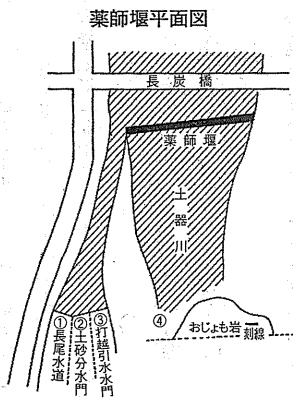
り、打越排水路の中で大川頭首工とともに重要な堰である。

この堰には「おじよも岩」による分水慣行がある。それは、おじよも

岩側面の刻線の高さと、堰の水面の高さが水平になるように分水しなければならないという慣行である。

うち続く干天のため水に困窮した両村の百姓は、一八八二（明治十五）年八月二十三日ついに衝突した。いわゆる亀甲破壊事件である。紛争は、長尾側がおじよも岩の慣行を無視したことに起因したようである。すなわち、薬師水道の取水口の堰を長尾側が石積をして高くしたため、水面の高さがおじよも岩の刻線よりも高くなった。これを知った岡田側は多数を繰り出し、その石積を取り除こうとして両者間の実力行使となった。

長尾側水利惣代は、岡田側の二六名の者を丸亀警察署に告訴した。事件は当時の高松軽罪裁判所の審判に付せられたが、免訴となり、岡田・長尾両地区の水利惣代による約定書が成立して円満解決した。



薬師堰平面図

この出水は、元禄時代（一六八八〜一七〇四）に、

那珂郡の大庄屋であった高畑権兵衛正次が、買田池の水源地として確保



夫婦涌出水

した出水の一つで、この出水の水を北へ引き、佐岡山に突き当てるから西へ流し薬師岩の北で大川（土器川）へ落とし、岩の西に設けた埋樋によって、四條村、高篠村、苗田村を経て買田池へ導水したものである。寒水（冬季の水）を引く施設として、高松藩に認められたものであるが、出水の水は地水であるので、夏期の渇水期には、主として河水を引く施設であった東高篠村羽間の中井手用水に対して地水権を主張して、水論になることが多かった。

高畑権兵衛は、金倉川の西側の金比羅領の西山にあった西山涌（出水）の水を金倉川に落とし、野田横井から苗田を経て買田池に導水し、買田池の灌漑池としての価値をたかめた。

今から三二〇年前、金毘羅大権現の金光院の重職家の一人であった管宗基は、羽間に居を構えて、文人生活の他に、長尾村西佐岡の丸淵出水を水源地として二・五町歩の開田を手

がけた。

丸洲出水は、夫婦湧出水の北約三〇〇の所にあつて夫婦涌出水の水と合流して、岩薬師の北で大川（土器川）に流れこんでいた。大川に流れこんだ水は、夫婦岩を経て鯉岩まで流れ、中井手用水によって、東岸の羽間新田と、埋樋によって、西岸の四條、高篠、公文、苗田へと引かれていた。

鯉岩のところが多分水点であつたので、水不足になると水論が起ることが多く、埋樋は夫婦湧出水の水を受けているので地下水権が認められており、中井手には、河川の流水についての権利しか認められていなかったため、水論が複雑になった。

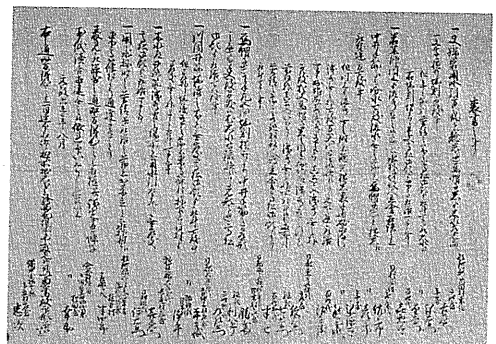
宝暦五年の水論 一七五五（宝暦五）年は、高松藩記にも「夏旱」と明記されるほどの干ばつで水不足になり、羽間免の安造田新開の農民が鯉岩の東側に新井手を掘りつけ、横井を関立てて水掛りをよくした。

夫婦湧出水の水掛りである四條、高篠、苗田村の者が、横井をつぶし、井手を埋めると、又井手を掘って横井を関立てるといふ争いが繰り返され、ついに、仲裁に持ちこまれ、次の仰せ渡され書ができて、これが先規となった。

中井手用水は古絵図にも見えておる用水で、郷普請奉行が仕渡している用水であるから、岩薬師という所の上に流水があるときは、中井手用水の水を遣すこと、この水分けをする

かっている。

文政四年の水利紛争 この紛争は、文政四年六月十日夜に



文政四年六月十日夜に池御料の榎井・東西苗田三村の百姓が大勢で押しかけ、炭所西の常包横井を切り崩したことに端を發し、三村の百姓は同月二十三日昼、吉野上村の大向荒川横井及び大宮荒川横井をも切り崩した。

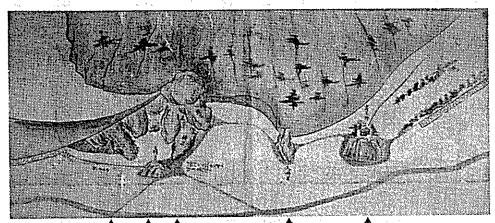
松平讀岐守領分の鶴那珂郡大政所真光作左衛門と和泉覚左衛門は、さつそく池御料榎井苗田の政所守屋吉左衛門・石川信藏・川田虎五郎あてに抗議の申入れを行った。

那珂郡大政所の書状

去る六月十日及び二十三日再度にわたり用水掛でもない池御料苗田村政所川田虎五郎の伴玄太郎、同村年寄弥右衛門伴幾次、同村大工津右衛門を先頭に百姓七、八十人ばかり

時には、双方の村役人共が立会って、混雑がないようにすることが必要である。

水流がなくなつて、出水からの水（地下水）だけになると、三つの村の者が川の中の水筋を掘り浚えて、木水道へ水を引くことになるのであるから、中井手筋水



鯉岩付近の絵図

掛りの者が、横井を関立てたり、川筋を切り開いたりしてはいけない。というものであつて、中井手用水は、川の流水をとる施設で、木水道は、夫婦湧出水からの地下水をとる施設であると認められたものであつて、これによって、一八二一（文政四）年までの約七〇年間、水論が起こらなかつた。

* 木水道は「埋樋」と言い、底と両側を厚板で作り、上側にも板を置いた水道で、これを川底へ、川を横切るように埋めこみ、川の対岸の地下水を引く設備である。

これら水論は他にも数多く残され、政治の課題であつた。特に、水利は藩政の基盤であり、農民の生きる糧であり、社会生活の遺産であり、先人の偉業として今日多くの教えを授

りが罷越し、炭所西の常包横井及び当領吉野上村の大向荒川横井・大宮荒川横井を切崩した。双方の百姓が出会つては危険な事態を引き起こすと考え、当方の百姓どもは制したのであるが、この頃照統のため当方百姓たちは格段水不足に難儀しているので今後かかる暴挙をしないよう取計られたい。

この書状に対して、池御料政所は連名で、次のような返書を送っている。

池御料政所の返書

池御料百姓の切崩し、すなわち徒党的暴挙に関する仰せの趣は重々承知した。しかし大向荒川・大宮荒川両横井の関建について、近年は関の上に葎を掛け土砂を寄掛て手大夫に閉止め、いささかの漏水もないので、佐岡夫婦湧横井も自然止り、その涌坪の水路筋には前例として少々漏水もあり、掘さらえ取繕等をして引水に差支ない慣行になつていたが、近年は高松領においては井筋の修復も掘さらえもせず等閑にしている。夫婦堰は従来鯉岩の烏帽子岩を目当にその下手へ関建するのを先規としていたが、近年は上手へ関建するようになった。この関建による分水は高篠東西村、公文村、苗田村に限り用水とするところであるが、上手を関建すれば水掛でない羽間中井手筋へ水を引くことになる。

特に照統のため御料百姓は貢租も困難であるので、井手筋の修復とともに閔建場所を先規通り烏帽子岩下手とするよう御取計いをお願いする。

この返書に対し同年八月、吉野上村政所の岩崎平蔵は池御料代官へ口上をもって次のように要請をしている。

岩崎平蔵の口上書

池御料の百姓たち六月十日夜及び同月二十三日昼、多人数徒党を組んで大川筋鶴足・那珂兩郡の用水横井数か所を切崩した。

早速当郡の真光作左衛門が指図して、鯉岩の烏帽子岩を目的に閔建をしたが、その場所が前々と相違しているといので、さらにその閔の建直しを行った。横井の閔建は烏帽子岩通りの川中を掘割って用水を引取ることの先規は、手元の旧記を調べるまでもなく宝暦年間よりの入割となっている。作左衛門が旧記入割の調査もせず指図して下手へ引下げたのは行届かざる次第である。

鶴足郡水掛常包横井に菰莖を掛け、土砂を寄掛け手丈夫に閔建で、いささかも漏水させなければ自然佐岡夫婦湧井の水量も減り、苗田村への用水引取もできないようになるのは当然である。常包横井は鶴足郡炭所村に掛る片岡上所の横井で、この場所は川幅狭い岩群の閔であって、この閔上へ菰莖を掛け土砂を寄掛け手丈夫に閔建することは、文政二(一

八二〇)年二月御普請仕渡の際炭所西村・長尾村・吉野上村の役人共立合のもとで定めたものである。

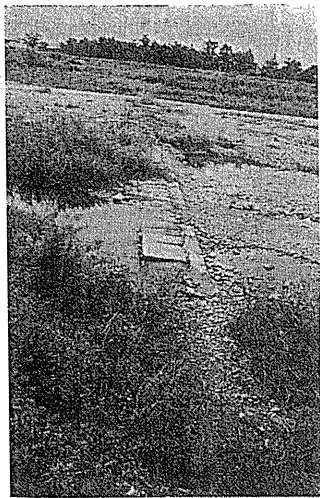
吉野上村掛横井というのは、吉野横井・大向荒川横井・

大宮荒川横井の三か所である。吉野横井は炭所西村興免

に掛る横井である。亀越池の揺を抜けば、この横井から吉野上村へ水を引取るので、横井取繕の入用は負担している。

この吉野横井の閔建については炭所西村に吟味方を仰付られている。両荒川横井は川幅が広く一体に閔建することはできないので、流路に応じて閔建する。閔建に菰莖を掛け土砂を寄掛けることは以前よりの仕来りである。これらの閔は破損の度に御仕渡し下された。閔の下から漏水はないが、横井内の溜過の水は横井を越えるので下手へは流れがいつている。

吉野上村は用水不自由の村で度々旱害を蒙り、しかも高



紛争のあった夫婦湧横井

免の村で百姓共のふところは困難を極め、しばしば上様に御厄介を願出て御憐愍をたまわった。

右の通りであるから、用水堰を切崩されては早損は勿論百姓共が至極難儀をするのはいうまでもない。御慈悲をもって御料より法外の用水切放し等のことのないよう、百姓が安心して農作に励めるよう御高配を賜りたい。

那珂郡大庄屋真光作左衛門はその後病氣のため引き籠ったので、以後の折衝は専ら和泉覚左衛門がこれに当たっている。池御料の庄屋は重ねて、次のように要請している。

池御料庄屋の再度書状

御領夫婦湧井閔建について、早速真光作左衛門殿指図にて烏帽子岩下手に引下げ建直をされた由であるが、閔建場所を烏帽子岩とすることは宝暦年間以来の入割となつてい

る。特に流末の当地では夫婦井閔の外に地水は全くないので、先規通りとするよう御配意を賜りたい。

これに対する覚左衛門の返書は次の通りである。

和泉覚左衛門の返書

夫婦湧井の井手筋の種の伏替については、先般公文村政所渡辺伝左衛門及び組頭が罷越し見分したところ、砂蓋も土台木も朽損して用水を保ち難いので伏替ることとした。鯉岩の閔建も先規通りに取計うこととした。

こうして双方責任者間の数度の掛合いによって議定書を作

成し、閔係村々責任者の裏書を付けて横井切崩し一件は落着

(五) 羽間大池の水利紛争

羽間大池は、南北を山に挟まれた谷地の東西に堤を設けて谷地全体を池としたもので、直接集水面積はきわめて狭く、約一五町歩余の水掛りの田畑を潤すことができたのは、その水源を出水に求め、長い掛井手を設けて水を引いたからである。水源は長尾村佐岡にある大福井・小福井の出水である。大福井から掛井手が北へ約四〇延びた所に小福井出水があり、さらに、約一六〇延びて県道長尾丸亀線の下を通り、北へ四〇延びて、羽間大池と打越池の掛井手の分水点に達するこの分水点から中津山の東麓をくねくねと約一、五〇〇延び続いて打越池の上池と下池の汀線に沿って中津山の東側の谷々の水を受けて流れる。

現在幅九〇メートルの三面コンクリートの水路であるが、藩政時代に掛井手を維持することは水掛り百姓の苦の種であったと推測される。

亀越池、岡田郷の四ヶ村も灌漑水に恵まれず、一六三三(寛永十)年岡田上村の庄屋久次郎は西嶋八兵衛の指導を受け私財を投げうって炭所東村に亀越池を築造した。

池水は一たん大川(土器川)に落とし、長尾村の札の辻に

横井を設け、長尾村の約二倍の掛井手を流して打越池に貯水した。この掛井手の東佐岡の水車裏に、羽間大池との分水点があったが、打越池も大福井出水の落ち水についての水利権をもっていたので、水不足の時にはこの分水点で紛争の起こることがあった。

一八一九（文政二）年に引き継がれ起り、当時の鶴足郡大政所宮井伝左衛門と那珂郡大政所真光作左衛門により解決した。一八二九（文政十二）年に鶴足郡の大庄屋木村甚三郎と那珂郡大庄屋岩崎平蔵が協力して亀越池を拡張し、打越下池を築造したので長尾村札の辻の導水口を大きくすることを計画したが、下流の夫婦湧井横井から水を引いている苗田村の反対に合い中止となった。一方岡田村側は小津守池（仁池、大窪池などの嵩上げを行い、水溜まり面積を上げたので多量に引水する必要が生じ、東佐岡での羽間大池との分水に厳しさが増し小競合が多くなった。

一八三九（天保十）年六月二十一日夜八時頃東高篠村百姓二人並びに、池守嘉平、間人伊平衛等が水番中に岡田村の者多数棒などを手に、不穏な雰囲気となり、百姓達は逃げ帰った。残った二人は打擲にあい傷付き打ち倒れた。東高篠の庄屋千葉紋右衛門は水争いで負傷した実情を郷会所元（主席手代）に注進した。続いて、七月五日別件で第二回目の注進が差し出されている。その末尾に掛井手が岡田側の農

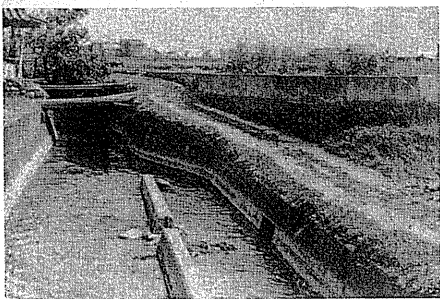
民によって切り崩されたことも書き、郷普請奉行にも注進状を送り、臨時の夫積（予算）によって修繕を行うようお願いしている。

所詮議 七月になって那珂郡の大庄屋田中喜兵太と西原又四郎の連名で、長文の歎願書を郷会所に差し出して羽間池側の立場を述べている。役人の三名によって羽間側二名の口書が残され事件の全貌が推測される。

解決は那珂郡大庄屋の田中喜三太と鶴足郡大庄屋の十河武兵衛の仲裁により七月二十日、佐岡村の別け股で次の誓約書を交換した。

一札の事

打越用水別け股の義に付 此度那珂郡東高篠村と、鶴足郡岡田郷四ヶ村と論所に相成り居申候。然る所御同前に御申合の上。羽間川（土器川）水流れ捨り候節、右場所別け股在形の通りにて、双方より組頭一名、人足二人位差し出し置き、百姓共争いごと致さざるよ



羽間大池の掛井手（分け股）

う、流れ行く俵に致し置き、廿日（七月）より日数六十日の内右の通相定申候、仍て如件。

一応の解決を見たが暫定的であり、翌一八四〇（天保十二）年十一月、羽間側からの陳情書が差し出されてから、一八四六（弘化三）年、一八四九（嘉永二）年、一八五〇（嘉永三）年、一八五四（嘉永七）年に双方から訴状、陳情書が出され、時々仲裁した文書が残されているが、小さな水争は計り知れないほど、水利は百姓の命であったことが推測され、今に慣行とされているものが多い。

(六) 樋外五十石の水利特権

これは、満濃池尻の桶樋股・大貝股・平林股の三地区のもつ水利特権である。

言い伝えによると、この水利特権の慣行は、次のような事情によって発生したといわれている。

一八四四（元暦元）年洪水のため満濃池の堤防が決壊したが、打ち続く乱世のため復旧されず、時が経つにつれて次々と人が住みついて池の内に集落ができ、それを池内村といっていた。

一六二八（寛永五）年に西嶋八兵衛によって復旧されるとき、池内村は池外に立ち退きすることになった。これが「樋外」といわれる地域である。移住の代償として無条件で常時

配水が受けられるという特別の水利権が与えられた。その区域が石盛にして五〇石に相当するので通称「樋外五十石」といわれるようになった。寛永十八年、生駒氏国除のあと少時であるが讃岐の領知が幕府の管理下に置かれた際、満濃池水懸村高について執政官に答申した中にも「五拾石樋外村」というのが仲郡一万九、〇〇〇石の中に含まれている。

(七) 吉野の線香水

水もちのわるい田をがらく田というが、土器川左岸の満濃町吉野の野津郷・宮東・宮西地区一帯は、大部分ががらく田である。満濃池掛りではあるが、導水路の末端のため水の伸びがわるく、出水はあっても日照りが続くと湧出が止まるという状態で、必要に応じて随時に水を入れるということは極めて困難であった。

〈嫁にやっても吉野へやるな 吉野がらくで爪しまふ〉
という俗謡さえある。線香水という痛ましい慣行も、こうした困苦の中から考え出された生活の知恵である。

線香水は、水惣代の協議によって、一定時間上流から流通される水量を、歩水といって反別にに応じて時間を按分して入れる配水方法である。例えば、上流からの給水時間が二昼夜で、所要灌漑田が三町歩であるとして、一反歩の灌漑に線香一本半と仮定して、

六反歩耕作者何某 線香九本

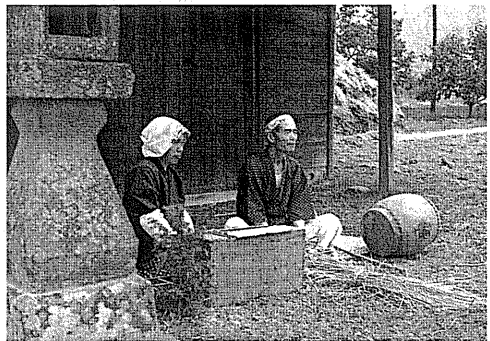
五反歩耕作者何某 線香七本半

四反歩耕作者何某 線香六本

というふうに入水親が線香割付表を作成する。この歩割に基づいて線香が焚かれ、それぞれの耕作田に引水される。

その方法は、木箱の底にびんつけを塗り、そこに線香を立て火を点じる。割付表による灰化時間が各耕作者の引水権となる。

線香水は、昼夜を分かたず二名の当番が交替で従事する。一人は配水係で、一人は線香係である。配水係は、所定の耕作者の田に灌漑が開始されたことを確認すると、拍子木を打って合図する。線香係は、この合図と同時に親線香から測定線香に点火し、太鼓を打って時間測定に入ったことを告げる。割付表による線香を消化すると、何某の引水時間の終わったことを太鼓を打って配水係に知らせる。これを受けて配



吉野の線香水 (文化庁映画「日本の農業」の一コマ)

水係は、次の耕作者へ水先を切り替える。こうして、所定の田面全域に、均等に灌漑できるように取り計らうのは水親の任務である。しかし、一わたり灌水を終わってもなお、上流からの給水時間が余るときには、更に線香割を追加する。線香水の方法には、地方によって幾分かの違いがある。

四 近世の満濃池

中世から近世にわたって、土地売り買いの証書には、一筆ごとの土地につきまとう多様な負担義務の内容を、債権債務とは別に入念にその売券に明記している。これは、荘園制社会の解体まで一貫して行われている。また一方、戦国期における土地所有の仕組みは、一〇人の百姓を単位として年貢を賦課する方法をとり、その一〇人百姓の均等体制が収取の機構となっていた。そのため「名をや」「名もと」という呼び方が農民売券に現れている。これは農民相互の間に土地売買が急速に進行して、名編成の下で耕作権が激しく移動したことを物語っている。

「嘉元御領目録」に「萬農池一秦久勝」とあるけれども、満濃池は嘉元年間(一三〇三〜一三〇六)よりも約三〇〇年前の長暦年間(一〇三七〜一〇四〇)に破壊して、すでに廃絶しているので、池よりもむしろ、村落となった土地を領有したものであろうか。

池内村の賦課機構がどうなっていたか、土地所有権がその後どのように移動したかについては明らかでない。

(一) 西嶋八兵衛の修築

『讃岐災害史』に、(寛永三(一六二六)年閏四月七日、大風雨あり。以来早天九十五日に及び稲稔らず、七月に入り飢民餓死者多し)とある。

時の藩主生駒高俊は幼少のため、外祖父藤堂高虎が後見役として政務を執った。高虎はこの惨状を憂え、藤堂家から家臣の土木家西嶋八兵衛(口絵参照)を招き、池の修築新造や新田開発に力を注いだ。満濃池もその一環として復興が行われた。当時作成した『満濃池絵図』(口絵参照)の注記によると、一六二八(寛永五)年十月に着工し、寛永八年二月に竣工している。堤長は四五間、堤の根置六五間、突留六間、堤の内法三五間、後法二三・五間、水深一一間、池の周囲四、五〇〇間等と記されている。幕府は田一二石を給して池守を置き、満濃池とその周辺の直轄林一五六町歩の管理に当たさせた。このとき、池内村は池外に立ち退くこととなり、新たに樋外村をつくり、その村高五〇石はそのまま樋外村五〇石とし、また、その水利特権が認められた。

(二) 満濃池水懸村高並びに先規

寛永十七年八月、生駒騒動によって生駒氏が国除の後、同十九年二月の松平頼重の入封までの間、少時ながら讃岐は幕府の直轄となった。同十八年十月八日、鶴足・那珂・多度三郡の大庄屋は連名で、幕府の執政官に対し、満濃池水懸村高とその先規について、次のように答申している。

満濃池水懸申候村高帳

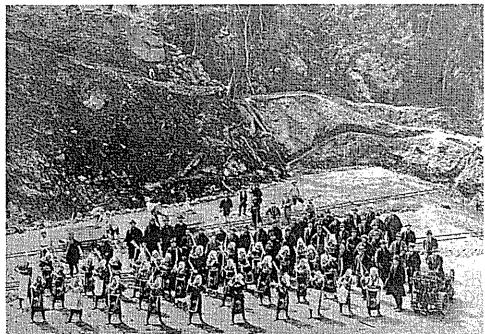
仲郡	四百石	真野村
	五百石	岸上村
	貳拾五石	買田村
	五拾石	樋外村
	千六百石	吉野村
	七百貳拾八石余	五条村
	八百貳拾貳石余	榎井村
	五百九拾石	四条村
	九拾三石余	金毘羅院内
	八百六拾壹石余	苗田村
	千貳百七拾壹石余	高篠村
	六百三拾石	櫛梨村
	千九百五拾六石	垂水村
	五百石	与北村
	千五百八拾六石	郡家村
	千九百三拾三石余	木徳村
	千六百九拾三石	原田村

第六節 近代の水利と用水改良事業

一 近代の満濃池

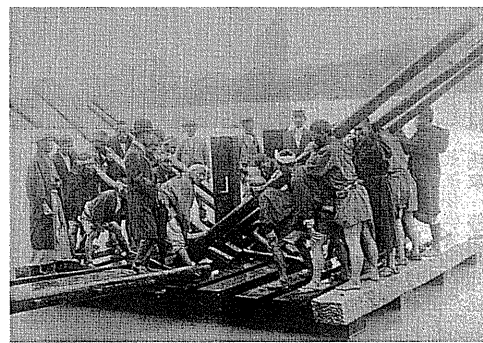
近代における満濃池を中心とする水利史の概要は次の通りである。

- 一八七二(明治五)年 「土工法」の改正によって村方自普請(工事)となった。
- 明治七年 大区長の所管となり、土工費は大区負担となった。
- 明治十二年 選出水掛惣代の所管となり、満濃池水利土工会を設置した。土工費は水掛村々の負担となった。
- 明治十四年 那珂多度郡長の所管となった。
- 明治二十五年 法律第四六号「水利組合条例」によって満濃池普通水利組合を設立した。
- 明治三十一年 樋管木造部改造する。



明治初期の満濃池杵搦の作業 (齋部隆良蔵)

- 明治三十八(三十)九年 第一次嵩上(かきあげ)土工をする。
- 一九一四(大正三)年 円筒形配水塔を建設する。
- 樋管の一部を仕替えたとき、愛知県の入鹿池の設備にならない、配水塔方式を採用した。自然岩の石穴の部位を基底として煉瓦に



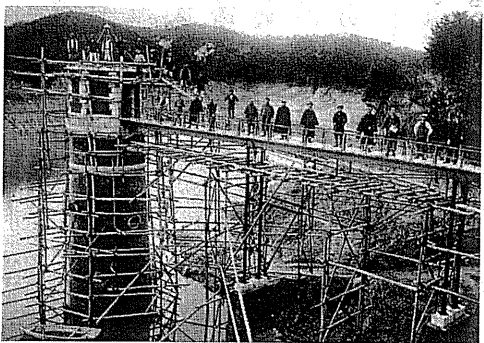
満濃池水利組合設立当時のゆる抜き

満濃池は、藩政時代には幕府の直轄地であつたから天領とか池御料とかいつていた。明治維新後は官有地となつたが、大正十一年三月二十日付で、満濃池普通水利組合管理者、仲多度郡長大里常弘から官有ため池七四町六反八畝二八歩の「無償譲与願」を提出し、

よつて円筒形の配水塔を建設し、鉄板の屋根を付けた。塔の直径は、基底部が約七・三メートルで上部は約四・五七メートル、全高約一九・八一メートルで、内部中央に約七・六メートルの鉄管を直立し、その下端を石穴に接合した。吸水鉄管は径約五六センチのもの七個を塔壁に配置した。吸水管には制水弁を付け、塔の上部屋内にスタンドポストを備えた。

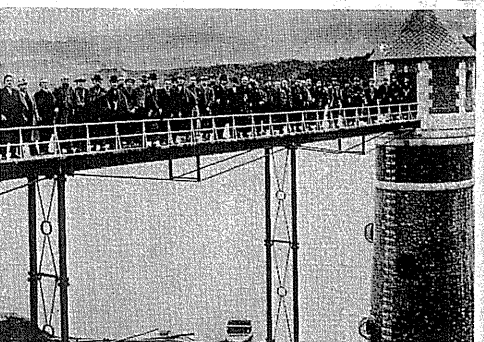
○ 一九二二(大正十一)年三月 官有から水利組合有に無償譲与された。

- 一九二二(大正十一)年 藤兵衛股の水利紛争がおこる。
- 大正十二年 郡制廃止により満濃池は農林課の所管となる。
- 一九二八(昭和三)年 第二次嵩上(かきあげ)工に着手、昭和五年竣工する。
- 一九四〇(昭和十五)年 県営満濃池用水改良事業に着工(第三次嵩上工)する。
- 一九五一(昭和二六)年 満濃池土地改良区成立する。
- 昭和二十八年四月 県営金倉川沿岸用水改良事業に着工、同年五月 土器川右岸土地改良区成立する。
- 昭和三十年八月 札の辻水利紛争がおこる。
- 昭和三十三年二月 大川頭首工完成する。
- 昭和三十四年三月 県営満濃池用水改良事業竣工する。
- 一九六九(昭和四十四)年三月 県営金倉川沿岸用水改良事業竣工する。



大正時代の初めに建設中の煉瓦で造られた円筒形の取水塔、鉄板の屋根がついている (満濃池史より)

- 昭和四十九年 県営かんがい排水事業馬方支線着工する。昭和五十年竣工する。
- 昭和五十一年 県営ため池等整備事業買田池着工する。昭和五十三年竣工する。
- 昭和五十七年 県営かんがい排水事業土器川左岸支線着工する。昭和五十九年竣工する。
- 昭和六十二年 県営かんがい排水事業金倉支線着工する。一九九二(平成四)年竣工する。
- 昭和六十二年 県営ため池等整備事業上池着工する。平成五年竣工する。
- 平成七年 県営かんがい排水事業竜川着工する。平成十五年竣工する。
- 平成九年 県営基幹水利施設補修事業着工する。平成十三年完成する。
- 平成十三年 満濃池土地改良区設立五十周年を迎える。



大正3年11月竣工の赤煉瓦の取水塔完成を祝って集まった人達 (満濃池史より)

一 農業水利権と水利紛争

農村に根をおろした社会的規範としての水利慣行は、近代社会においても依然として存続した。ため池の改善や用水路の改修が進むと、そこにまた新しい形での水利秩序やかんがい慣行が発生した。近代の満濃町において、この農業水利権をめぐる紛争が起こった。

(一) 真野の隔番配水

大字真野の吉井地区に隔番配水の慣行がある。この地区は、南は上真野境から上吉井となり、下吉井を経て、北は大宇岸上に至る一帯である。

かつてここには、上吉井五一〇番の田を筆頭に四六筆の田と三筆の宅地があり、下吉井一、〇〇〇番の田を筆頭に一六筆の田と三筆の宅地があった。これら田宅の櫛比する中を満濃水系の一つ、真野線の分流が通じていた。

真野水系は上真野の観音堂股を経て吉井股に至り、ここから西真野筋と吉井筋に分かれている。

那珂郡池御料が幕府の直轄地となつて以来、満濃池による水不足は三、四年ごとにおとずれ、そのたびに吉井地区と西真野地区の間で、この地帯の水利権の所屬が問題となり、紛争を繰り返してきた。このにがい経験から考え出された紛争

股守間に分水俵の向き加減という些細なことの小せり合いを繰り返したが、七月一日ついに爆発した。当事者両村の水利組合は寺の梵鐘(お寺のつりがね)を鳴らして群衆を動員し、与北側は水利組合事務所岡崎長太郎方を、垂水側は水利組合事務所岡野勘七方をそれぞれ拠点とし、握り飯の炊き出しをして氣勢をあげた。

一進一退の堰争いに石が投げられ、双方に数名の負傷者が出た。応急手当のため事務所には医師も待機し、双方の群衆は次第に数を増した。不穏の形勢のため、琴平・善通寺両署から警察官が出動して鎮静に当たった。

七月二日、事態収拾のため当事者双方から代表者が出て、岡崎耕作方を会場として会談が行われた。与北側は向井半次郎(村長)・堀家嘉造(郡会議員)・高畑景民(村会議長)、垂水側は江戸義太郎(村長)・尾松政次郎(郡会議員)・金武次郎一(村会議長)が代表者となった。しかし、双方の言いは平行して第一次会談は不調に終わった。翌七月三日、高篠村村長田中正義の斡旋で第二次会談を行い、双方共にいわゆる我田引水の主張をやわらげ、慣行通りの分水比率を再確認することによって円満解決した。

(三) 羽間の乙番配水

大字東高篠羽間十数町歩の管理水は、土器川の自然流水に

防止策が、この隔番配水という方式である。

その方法は、上流で水利権をもつ上真野へ歎願して、三日に一日の割で水が下げられることになり、それを吉井筋と西真野筋が隔番に引き水するのである。つまり、六日に一日の割合で引き水権が廻ってくる。

引き水の日の水の配分は、線香で割り当てた。たいてい一反歩につき線香三本分であった。線香の焚き方で吉野地区と異なるところは、風除けに一斗柵を使うこと、その中に砂を均した角火鉢を用いること、線香を砂の上に横たえることなどである。

水不足に耐えられないこの地帯では、その後上真野への歎願によって三日のうち二日引水できるように改まった。

(二) 藤兵衛股の水利紛争

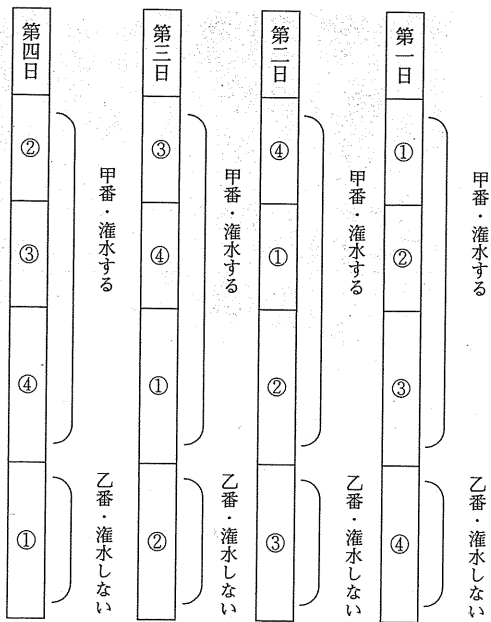
大字西高篠にある藤兵衛股は、満濃水系中の重要な分水点の一つである。満濃水はこの股で二分され、左は丸亀線となり、右は蓮池線となる。丸亀線の水は与北村買田池に導入し、蓮池線の水は垂水村上池に導入する。この股における分水比率は与北側六、垂水側四の慣行があり、分水俵が据えられていた。垂水側は川幅は広いが川床が高く、与北側は川底は低いが川幅が狭いという宿命をもっていた。

一九二二(大正十一)年六月二十日以來、両水系の股守

たよっていた。に因る過激

土器川の水を夫婦涌井より導入する一昼夜の用水量は、羽間の水田の四分の三しか潤すことができない。そこで羽間の水利組合が考案したのが甲番と乙番による配水方法である。

まず羽間十数町歩を四区分して第一・二・三・四の地区とし、第一日にかんがいする地区を甲番とし、かんがいできない地区を乙番とする。第二日は前日に乙番であった地区を優先して以下二地区に灌水する。この順列・組み合わせを图示すると、次のようになる。



こうして各地区平等に四日間(一日だけ乙番が当たる。今日は第○地区が乙番だ)ということによって水割りが行われるので、誰いとうとなく乙番配水と呼ぶようになった。

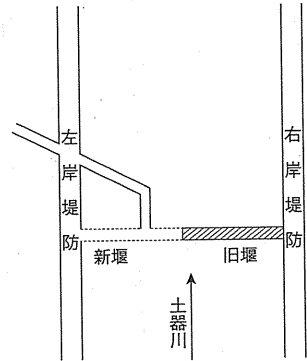
この順列・組み合わせ方式による一昼夜の配水時間区分は、次のような申し合わせになっている。

- 一番配水 暁の明星が消えてから十二時まで
 - 二番配水 十二時から宵の明星が出るまで
 - 三番配水 宵の明星が出てから暁の明星が消えるまで
- 明星の出没を時刻に当てるなど、いかにも田圃らしく素朴で、ロマンがあつた。

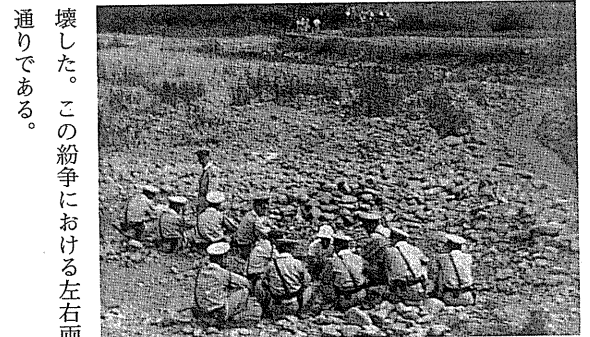
(四) 札の辻水利紛争と大川頭首工

札の辻水利紛争

土器川右岸より川の中央部まで築いた札の辻横井堰は、すでに宝暦年間(一七五一〜一七六四)に存在していた。亀越池や薬師堰の完成によって、この堰における流水は池水として右岸へ流入する慣例があり、伏流水は



札の辻横井堰平面図



昭和30年夏、札の辻水利紛争 (故高橋重治蔵)

左岸で取水する慣行があつた。

一九五五(昭和三十)年の干ばつに際し、右岸岡田長尾側は一存で旧堰を延長して、上図のように新堰を構築した。これに対し左岸吉野側は同年八月十三日、新堰は従来の慣行無視であるとして、実力をもってこの堰を破壊した。この紛争における左右両岸水利組合の主張は、次の通りである。

○ 左岸吉野側の言い分

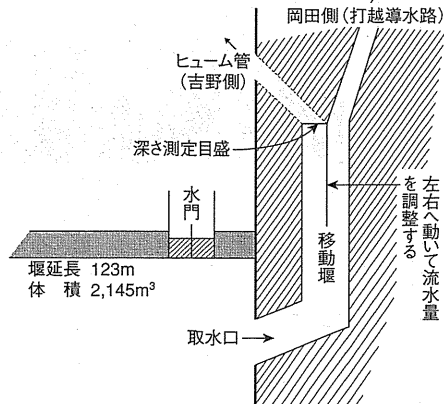
札の辻横井堰は旧来右岸堤防より川の中央までが慣行である。しかるにそれを左岸堤防まで堰を延長し、川底を掘り割り表流水全量を右岸側に取り込んでいる。そのため左岸側は灌漑水及び日常水に欠乏し生活権を脅かされている。したがって新設堰を取り除き旧来の慣行の状態に復旧すべきである。

大川頭首工に関する協定

○ 右岸長尾岡田側の言い分
今日の如く流心が左岸堤防下にある状態においては全幅の堰立は当然の権利であり、往古から堰立をした事実もあり、新設堰は正当な権利に基づくものである。

八月二十二日に調停会が開かれたが妥結に至らず、一九五六(昭和三十一年)六月十九日、高松地方裁判所丸亀支部において農事調停が行われた。その後、

昭和三十三年二月二十二日に大川頭首工に関する協定が成立し、下図の通り旧札の辻横井堰の上流二〇〇mの地点に建設



大川頭首工平面図

された、大川頭首工の完成によって問題は円滑に解決した。

- 県管土器川右岸用水改良事業中の札の辻大川頭首工に関する協定書
香川県管土器川右岸用水改良事業中の札の辻大川頭首工の設置について、満濃池土地改良区(甲)、土器川右岸土地改良区(乙)は、左の通り協定する。
- 一、札の辻(大川)頭首工の位置及び構造等については、甲乙双方とも県の計画に一任し異議を申し述べないものとする。
 - 二、甲乙双方は札の辻頭首工の設置について下流水利関係者等から異議があり、若しくは紛争が生じたときは、土器川左岸地域については甲が、同右岸地域については乙がそれぞれ責任をもち、その解決を図るものとし、相手方及び県等に一切迷惑を掛けないことを相互に保証するものとする。
 - 三、札の辻(大川)頭首工によって取水した水は、左右両岸の直接掛り面積に按分し、右岸側七・五、左岸側二・五の割合により分水するものとする。亀越池の貯水を放流したときは、その放水量については左岸側に流入しないよう設備し、右岸側が取水するものとする。
 - 四、札の辻(大川)頭首工と仲多度郡満濃町大字長尾地先に設置された床留堰との間に所在する各出水の集水暗渠等は、双方の同意がない限りその現況を維持するものとする。
 - 五、甲は乙の要請があつたときは、救済水として満濃池貯水のうち五万立方メートルを限り右岸側に贈与するものとする。
- この協定書は三通作成し、甲乙双方及び香川県がそれぞれ一通を保管する。

昭和三十三年二月二十二日

甲側 満濃池土地改良区理事長
乙側 土器川右岸土地改良区理事長

この協定書第三項に関する亀越池は、満濃町大字炭所東に所在し、一六三三(寛永十)年に築造された。その水源は大谷川及び大井手川の全流量を取水しており、一八五四(嘉永



大川頭首工

また土器川自体を使用しているので前記協定書にも第二項及び第三項が特記されたのである。この両項について、昭和三十九年十二月二十日に前記甲・乙及び県の三者間にさらに次のような念書が取り交わされている。

覚書

大川頭首工の施設を通じて亀越池の水を下流に放流する場合は、次の通り実施することとする。

一、亀越池の貯水を放流する二日前に、その旨を土器川右岸土地改良区連合から満濃池土地改良区並びに県営倉川用水改良事

七)年調では水掛高一、四一五石を有する町内屈指の大池である。この水路は、掛水路によって打越池へ導く。打越池掛水路は亀越池から土器川を経て打越上池に至るまで約八、六メートルの長い導水路である。この導水路は途中亀越水域でない炭所、西及び長尾を経由し、

業所に駐在する大川頭首工施設操作管理人(昭和三十九年十月三十一日農林省通達)に通知する。
二、満濃池土地改良区は、亀越池の貯水を放流する同月に荒川地区に配水する。
三、大川頭首工の分水装置は、土器川右岸土地改良区連合理事長と県の指定する大川頭首工施設操作管理人の二者にて操作する。満濃池土地改良区理事長は立会人とする。この場合大川地区の土砂吐水門は閉鎖して、分水装置の地点で亀越池の貯水が右岸側へのみ流下するよう操作する。
四、大川頭首工の分水装置は、県の指定する施設操作管理人、又はその代理にて亀越池の貯水の放流期間は看守する。
五、今後大川頭首工の分水装置による分水に関して異議紛争が生じた場合は、土器川右岸土地改良区連合理事長、満濃池土地改良区理事長、県の指定する大川頭首工施設操作管理人の三者において処理する。

昭和三十九年十二月二十日

土器川右岸土地改良区理事長 高木徳太郎 印
満濃池土地改良区理事長 宮武 栄一 印
大川頭首工施設操作管理人 藤本 武一 印

三 満濃池土地改良区と用水改良事業

(一) 満濃池普通水利組合

明治維新に際して本県の旧幕領は一時、倉敷県の所管と定